



Title	コマッキオ論争の主要な文献について
Author(s)	米山, 喜晟
Citation	大阪外国語大学学報. 1987, 73, p. 161-177
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/81146
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

資料紹介 コマッキオ論争の主要な文献について

米 山 喜 晟

Le opere principali di L.A.Muratori e di G.Fontanini nella disputa su Comacchio

Y. YONEYAMA

Premessa

I numeri dei dati della disputa su Comacchio e su Ferrara secondo una ricerca di S. Bertelli. La lista delle opere principali di Muratori, Fontanini, e Zaccagni enumerate nella Vita di L.A. Muratori scritta da un suo nipote G.Soli Muratori.

Capitolo I

I profili delle opere sopradette dei tre autori.

Capitolo II

Riassunti dei punti importanti addotti in tre opere di G. Fontanini (Il Dominio temporale della Sede Apostolica sopra la città di Comacchio ecc., La Difesa Prima del Dominio temporale ecc., e La Difesa Seconda ecc.) e in un'opera di Muratori (Osservazioni sopra una lettera intitolata "Il Dominio temporale ecc.").

はじめに

18世紀の初頭、オーストリアの神聖ローマ帝国およびモデナのエステ家と、ローマ法王庁との間で、コマッキオの領有権をめぐる論争が、十年余りにわたって続いた。私はその際におけるL.A. ムラトリーの論証方法については別稿で論じる予定だが、まず本稿において、その際に生れた文献の主要なものを概観、要約することによって、別稿における考察の資料を準備しておきたい。

それではコマッキオ論争に関する主要論文とは何か。Sergio Bertelliはその著 *Erudizione e Storia in Ludovico Antonio Muratori*, Napoli 1960の第一付録 (PP.468-482) として、「コマッキオとフェルラーラに関する論争の文献目録」という章を設け、ほぼ同時代に著述された同論争に関する文献の一覧表を掲げているが、主な項目別に点数を数えると次の表の通りである。

I. 印刷された文献

- a) L.A. Muratori によるもの 14点
 b) a) 以外の皇帝およびモデナ側の文献
 29点
 (ただし同一作品の再版1点を含む)
 c) G.Fontanini によるもの 5点
 d) c) 以外のローマ法王庁側の文献6点

II. 未刊行のもの

- a) L.A.Muratori によるもの 7点
 b) 皇帝およびモデナ側の文献 25点
 c) ローマ法王庁側の文献 15点

III. その他の関係文献 12点

計 113点

勿論18世紀以来、S.Bertelliに代表される現代のムラトリー（以下M.と略）研究者に至るまで、その後多数の考察がこの論争に関して行われていて、それ以後の文献目録を作製するならば膨大な数字に及ぶことが予想される。そうした後世の文献は勿論、Bertelliが列挙しておいてくれた同時代の作品ですら、その多くは通読はおろか入手することさえ困難であるというのが実情であることを、私は率直に認めねばならない。

しかし歴史家および文献学者としてのM.の形成にとって、この論争の持つ意味は余りにも大きく、それを無視しては、彼のその後の研究・著述活動を考察することがはなはだ困難になるものと予想される。だから兎に角この論争の経過の大筋だけでも、何とか把握しておく必要がある。そこで私は本稿において、最少限度の基本的文献的を絞って、その大要を紹介することにした。そうした基本的文献を選ぶに当たっては、M.の甥G. Soli M.が叔父の伝記の中で挙げた文献が一応の参考になるものと思われる。G. Soli M.はその著 *Vita del Proposto Lodovico Antonio Muratori, Modena 1756*の「第九章 ムラトリーの作品に対する批判および彼が行った学問論争について」中に、「第二節 コマッキオおよびフェルラーラ市についての論争」という節 (PP.114-12) を設け、その中で以下の諸文献を挙げている。

1. Monsignor G. Fontanini ; *Il Dominio temporale della Sede Apostolica sopra la città di Comacchio per lo Spazio continuato di dieci secoli* (Roma 1708) .
2. L. A. M. ; *Osservazioni sopra una lettera intitolata "il Dominio temporale ecc".* (Modena 1708).
3. G. Fontanini ; *La Difesa del Dominio temporale ecc.* (Roma 1709) .
4. L. A. Zaccagni ; *Dissertatio historica de summo apostolicae sedis imperio in urbem comitatum-que Comacii* (Roma 1709) .
5. L. A. M. ; *Supplica alla Maestà dell' Imperador Giuseppe* (Modena 1710) .

6. L. A. M. ; Quistioni comacchiesi (Modena 1711) .
7. G. Fontanini ; Difesa seconda del dominio temporale (Roma 1711) .
8. L. A. M. ; Piena esposizione dei diritti imperiali ed estensi (Modena 1712) .
9. L. A. M. ; Ragioni della serenissima casa d'Este sopra Ferrara (Modena 1714) .
10. G. Fontanini ; Risposta a varie scritture contro la Sede in proposito di Comacchio, pubblicato dopo l'anno 1711 (Roma 1720) .
11. L. A. M. ; Disamina di una scrittura intitolata "Risposta a varie critture ecc." (Modena 1720) .

以上は、G. Soli M. が叔父の伝記中に記したコマッキオ関係の著作であるが、筆達者な M. は勿論他にも同じ問題についての著作を著しており、私が目を通したものだけでも

13. Altra lettera diretta ad un prelado della corte Romana (Modena 1708) (PP.3-44) .
14. Succinta Esposizione delle Ragioni del S. R. Imperio e della Serenissima Casa d'Este sopra Comacchio (Modena 1710) (PP.3-63) があり、前述の文献目録で Bertelli は M. の文献が14点にのぼるとする。しかしその内の2点は文献2. と8. の仏訳であり、他にも13. や14. と同様のパンフレットや抜粋の類なので、上記の文献で本論争の大体は把握しうる。

叔父の崇拜者であった G. Soli M. は、言うまでもなく M. 側の立場にあるが、ここに挙げられた文献の中で、1. 3. 4. 7. 10. の5点がローマ法王庁側の Fontanini (4点^註) と Zaccagni (1点) によるもので、2. 5. 6. 8. 9. 11. の6点が皇帝およびエステ家を代表する M. によるものである。先に挙げた Bertelli の文献目録では、M. および皇帝=エステ家側の文献が総数75点であるのに対して、Fontanini および法王庁側の資料が26点と、数的にははるかにアンバランスだったのである。ここでも数的にかなり均衡しており、フェルラーラのみを扱った9. を省略すると、文献数は互角になる。だから9. を除いた上述の10文献を概観すれば、この論争に関して、かなり公平な理解の基礎ができうるのではないと思われる。ただし限られた紙数で10文献すべてについてその内容を紹介することは不可能なので、まず次の章で、10文献に関するごく簡単な概観を行った後に、本稿第二章で、特に論争の発端および両者の基本的な立場を知るために、1. 2. 3. の内容を要約し、さらに本論争の法王側の主役である、Fontanini の立場を説き尽くした7. に関する簡単な内容紹介を加えることで、この論争について知るための足場を築きたい。またそれに答えた M. の最も面白い論文8. の内容の紹介は、別稿で行うことにしたい。

第一章 コマッキオ論争に関する主要な10文献の紹介

文献1. Il Dominio temporale della Sede Apostolica sopra la Città di Comacchio per lo spazio continuato di dieci secoli esposto a un ministro di un principe (1708)

序文 PP.iii-vi, 本文 PP.1-60. 46章よりなり、初版は1708年刊行とされるが本稿では1709年刊行の文献3. との合本 (Bertelli によると、本文献は第二版まで単独に刊行された後、文献3. を

加えて刊行されたので、本文献は第三版となる)中の版を用いる。著者名は記されず、かなり後年まで、G. Fontaniniの名前は伏せられていたといわれる。ただし、M.が論敵の名前を知っていたことは明らかで、その点については別稿で論じたい。内容は本稿中で後述する。

文献2. Osservazione sopra una lettera intitolata Il Dominio temporale della Sede Apostolica sopra la Città di Comacchio per lo spazio continuato di dieci secoli, distese in una lettera ad un prelado della corte di Roma MDCCVIII

序文なし、本文PP3-164、やはり著者名は伏せられている。内容は後述。文献1. に対して、行数等を考慮すると3倍近い本格的な反論がなされたわけである。

文献3. Difesa del Dominio temporale della Sede Apostolica sopra la Città di Comacchio contra le tre scritture pubblicate da' ministri del Serenissima Duca di Modena Roma MDCCIX.

文献1. と合本で刊行され、本文は、PP.61-390, alcuni documentiがPP.391-424。内容は後述。文献7. と区別して、Difesa Iと略称される。

4. Dissertatio Historica de Summo Apostolicae Sedis Imperio in Urדם Comitatumque Comacii, MDCCCIX.

本文PP.1-92。付録, pp.93-153。

本文献は全183の短い章より成っている。一応コマッキオがかって東ローマ帝国の総督領(esarcato)に属し、それをPippinoやCarlo Magnoが法王に寄進したという立場に立つものの、その後の歴史的変動を緻密にトレースしようとしている点や、コマッキオが古来フェルラーラの一部であったと単純にきめつけることなく両者の動きを別々に把握、Giovanni XXIIの時代にエステ家がフェルラーラの封土を法王庁から与えられた時、コマッキオが同じ封土に含められたとしている点など、そしてとりわけ法王庁の反対派をいたずらに異端者などと攻撃することなく、冷静に文献の検討に終始している点などで、Fontaniniとはやや異なった姿勢が認められるといえるであろう。前半の99章(41ページ)あたりまでは歴史的経過を辿り、17世紀まで下った後、100章以後、再びコマッキオが総督領に属していたかとか、総督領は皇帝と法王のいずれに属するか等の問題の検討に立ち戻り、いわば史実編と理論編の二部構成よりなる小冊子だといえる。著者名L. A. Zaccagniは公表されず。

5. Alla Sacra Cesarea Real Maestà di Gioseffo I Imperadore de' Romani Felicissimamente Regnante. Umilissima Supplica di Rinaldo d' Este Duca di Modena per le Controversie di Comacchio MDCCX.

通常 Supplica と略される本文 PP.3-76の小冊子。30章よりなり、大筋は、文献2. と同様で、皇帝がEste家に与えたコマッキオの封土権を擁護し、法王庁が主張する皇帝による法王への贈与(donazione)を否定。Clemente VIII当時の武力によるコマッキオ占領の非を訴えてそのエステ家への返還を求めている。著者名なし。

6. Quistioni Comachiesi ove si espongono i punti superflui, a quali vorrebbe la Camera Apostolica

ridurre la controversia di Comacchio, e si fissano i veri, a quali s'ha essa da ridurre. MDCCXI.

序文なし, 本文 PP.3-56. Quistione I - X を論じた小冊子。検討されている各問題が本論争の重要なポイントにふれているので紹介しておきたい。Q. I コマッキオが古い時代に法王庁に寄進され保持されたことがうまく証明できれば, それが果たして法王庁の主張にとって有効か。否, その後「時効取得 (prescrizione)」が生じているので無効である。Q. II ロンゴバルド族やフランク族の時代の君主が支配していたころ, 法王庁はコマッキオを支配していたか。それも否定される。M. はコマッキオが総督領の一部だったことをも否定, しかも総督領やローマでさえ, 皇帝権の支配下にあったとする。Q. III Carlo Magno らはコマッキオを支配したか。あるいはコマッキオと総督領およびローマの至上権 (alto Dominio) を法王に譲ったか。M. は800年の帝権回復と共に, 皇帝がローマをも含めた全帝国領を自らの支配権下においたとする。Q. IV ドイツ皇帝たちについてはどうか。彼らも前任者以上のものを何一つ譲っていない。Q. V Ottone 以前の皇帝やイタリア王は, 総督領とコマッキオの君主だったか。その通りだ。だからコマッキオは一貫して皇帝領である。Q. VI Ottone I とそれ以後のドイツ皇帝は, 総督領とコマッキオの君主だったか。その通りだとする。Ottone. IIIなどはローマ自体をも支配したとする。Q. VII もし仮に法王庁の主張する寄進があったとしても, その後の皇帝によるコマッキオ支配によって, 法王庁の権利が失われる可能性はないか。M. はその通りだとし, ロンバルディア等で法王自身が皇帝の特許を求めた例があるとし, コマッキオについても帝権下にあった証拠があると主張する。Q. VIII Carlo IV 以来の皇帝が封土としてコマッキオをエステ家に与えたというのは真実か。真実だとする証拠が多い。その証拠は疑う余地がない理由を挙げている。Q. IX 法王が封土としてコマッキオをエステ家に与えたことがあったか。否, また法王側のようにコマッキオはフェルラーラの一部ではない。フェルラーラに関する法王勅書はコマッキオには及ばないから, エステ家はコマッキオを法王庁からは得ていない。Q. X 1500年以後, 法王はコマッキオに関して何らかの権利をえたか。Giulio II の製塩に関する干渉は不当なもので, 相変わらず法王には何の権利もない。解答の部分は結論のみを記していたが, M. がこの論争の核心と見た点に分かるであろう。著者名なし。

7. Difesa seconda del Dominio temporale della Sede Apostolica sopra la Città di Comacchio, ove in primo luogo si purgano i Sommi Pontefici, e molti Imperadori da gravissime accuse, e si giustifica nuovamente la Souranità della Chiesa Romana in tutti i suoi Stati. Roma MDCCXI

序文 pp. III - X I, 本文 pp. 1 - 318, 付録 Alcuni Documenti PP.319-36, 年表 PP.363-97。文献 3. が300ページを越える大著であったが, それに対して, M. は 4. および 6. の小冊子で答えた。Fontanini は再びこの大著を刊行して, M. を圧倒しようとしたともいえる。著者名は記されず, 内容は本稿で後述。

8. Piena Esposizione dei Diritti Imperiali ed Estensi sopra la città di Comacchio in risposta alle due pifese del Dominio, e alla Dissertazione Istorica. (Modena) MDCCXII

序文 PP.iii - v, 年表 PP.vi - xxxiii, 本文 PP 1 - 356, 付録 Documenti PP.357-409, 事項 (人

名も含む) 索引 PP.410-420.

文献3. と7. がほぼ同じ体裁の書物で、各ページが34行あるのに対して、本文献の各ページは54行(しかも各行の字数もこちらの方が少し上回る)という一事を取って見ても、本書が少なくとも量的には、文献3. や7. をはるかに凌駕していることが分かり、いわば文献7. によって法王庁側の言い分が十分述べ尽くされた後に、満を持して行われた反論だといえそうである。著者名は記されていない。内容は別稿で紹介し、あわせてM.の説得方法を明らかにしたい。

9. Ragioni della Serenissima Casa d'Este sopra Ferrara confermate e difese, in risposta al Dominio temporale della Sede Apostolica (Modena) MDCCXIV (フェルラーラ問題なので省略)

10. Risposta a varie scritture contra la Santa Sede in proposito di Comacchio pubblicate dopo l'anno 1711. Roma MDCCXX

序文なし、本文 PP. 3-63の小冊子。文献7. 以後約9年間の沈黙の後にFontaniniによって書かれた反論であるが、M.も指摘している通り、M.の名著8. に対する反論というよりも、その前に出た小冊子6. を主要な対象としており、M.の力作に肩すかしを食わせたとも取れるが、むしろそのやや粗雑な構成や論述から見て、Fontaniniの意欲は文献7. で限界に達してしまったと言った方が妥当だろう。すなわちもはや大著の文献8. を検討して批判し直す気力も素材も尽き果ててしまったといえそうである。その構成は、前半P.36までをM.の文献6. のQuistione I-Xを再度検討することに費やし、後半は、「法王庁に反論した文献における誤った論理に関する試論」と題するSaggio I-Vの5つの試論で、M.の記述の中で特に非難に価すると思われるものを取り上げて、集中的に攻撃している。前半のQuistioneでは、たとえばQuistione Iは、コマッキオが古い時代に法王庁に寄進され保持されたことがうまく証明できれば、それが果たして法王庁の主張にとって有益か、というM.の文献6. Qの1と同じ問いをするが、「馬鹿げたたわごとで書物を一杯埋めることを解答などと呼んではならない」と相手の主張を一笑に付した後、それはとくに文献3. のDifesa I P.244その他と、文献7. のDifesa II P.316で否定されてしまった説だとして、M.の主張に自説を対置することで、論破する手間をはぶく。大体Quistione I-Xは、このように新味に乏しい分だけ、罵倒や非難に充ちている。後半のSaggio Iは、M.が「常に新しさを求め」「事実によって道理を破壊したがる」として、M.の史実中心の論法を批判、同IIはM.が法王に至上権を許さぬのは、Arnaldo da Bresciaの異端につながると非難、同IIIはM.が皇帝たちの寄進を否定するのは夢想にすぎぬとし、彼が法王を皇帝の総督(esarco)や代官(vicario)と同列に扱うその非常識ぶりを嘲笑した後、その寄進を裏付ける最古の文献であるLolovico Pioの憲法(817)をM.が偽作ときめつけたことに対して、真作とする著者と偽作とする者の一覧表を示し、前者が42人に達するのに対し、後者がわずか6人にすぎぬという事実より、M.の偽作がいかに少数意見にすぎないか、またL. P.の憲法のオリジナルを要求することの愚かさをあわれむ。同IVでは現法王Clemente XIをコマッキオを教会領に合併したClemente VIIIに対照的に取り上げて賞讃し、その好意につけ入ろうとするM.の態度を非難する。同VではM.がギリシャ人による法王への圧迫を従うべき一つの慣例のごと

く受け入れた上、法王のために行われたフランク族の皇帝らによる改革を軽蔑すべき事と見なしているとして、その価値判断を攻撃する。同Ⅵでは、法王庁が異端者から引用した場合、それが異端者であるが故に一層信頼に値するとして、資料の用い方が恣意的だとする M. の批判に反論する。この小論が、「少なからぬ者が、法王庁の価値をおとしめたり、法王庁を四方八方から切りつけてやろうと努めることで自分を目立たせ、知識人 (valentuomini) として通用しようと信じている時代に入った」ことを指摘する文で終わっていることは興味深く思われる。他と同様署名はない。

11. *Disanima di una scrittura intitolata Risposta a varie Scritture, e pubblicata in Roma nell'Anno 1720 in proposito della controversia di Comacchio (Modena) MDCCXX*

序文なし、本文 PP. 3 - 69.

Cap. I - X II より成り、その Cap X II の末尾にはローマの学者たちに新たに提案したいとされた Q. I - X (PP. 67 - 9) が付されている。

これは文献10. に対する反論で、それが何の新味をなく、「罵詈雑言」のみで成り立っていることをなげく。Cap. II で、法王側の文献 5. さえ皇帝が至上権を保留したまま寄進した例をみとめる (同 Cap. 118 ~ 9) のに、エステ家側で至上権が保留されていると主張すると異端視されるのは心外だとする。Cap. III でむしろ法王側の論者こそ、教義を独断的に判断して相手を異端者よばわりしていると、越権行為を指摘。Cap. IV で、文献10. の Lodovico Pio 帝の憲法の真偽に関する一覧表を検討、こうした問題で、論者の人数はあてにならず、多数決で真理は決定できぬとする。その他は Cap. V の Ottone I のローマ支配の真偽、Cap. VI および VII の Giulio II と Alfonso I の製塩問題などすでに論じられた問題のくり返しが多いようである。Cap. VIII でエステ家君主の称号を検討し、コマッキオがフェルラーラの一部でなかったとする。Cap. IX および X で前文献で指摘された誤った論理への批判 I - VI の各々に反論を行う。Cap. XI で Baronio の権威を軽視したとする批判をソフィスト的だと反論し、さらに文献10. が「きわめて恥ずべき誤り」と嘲笑した事項の各々を取り上げて弁明し、最後に Baronio を軽蔑したりはせぬと主張して Cap. XII でかつて法王にその地を寄進したといわれる皇帝こそこの問題の正当な審判官だと述べる。そして最後にローマの賢人の判断を求めるとして I - X の Quistione を提出するが、それは文献 6. で扱われていたような歴史的な問題ではなくて、以下の通り、Fontanini および法王庁関係者の反省を促すための問いに他ならない。Q. I ひどい罵詈雑言で教会の信用を高めうるか。Q. II 教会の世俗的財産に関して法王庁と争うことは、カトリック教徒に許されていないのか。Q. III 法王庁は自分達へのへつらいでないような正義を許さないのか。Q. IV 法王庁にとって不利な主張に腹を立てるのは、復讐 (vendetta) と呼ぶにふさわしい行為ではあるまいか。Q. V 法王庁のためなら、手段を選ばぬということが許されるのか。法王庁に不利な真理を人々に知らせることは悪なのか。Q. VI 文献 8. の作者には迫害を加えても良いのか。昔の状況に関しては嘘をつくべきなのだろうか。Q. VII カロリング朝やドイツの皇帝がコマッキオやローマの君主だったと主張することは大罪なのか。Q. VIII 法王の利害に反する君主を侮辱することこそ正義なのだろうか。Q. IX 隣人に対して不当な非難、攻撃を平然と行うことが、キリスト教徒、とりわけ

カトリック教徒にとって許されるであろうか。Q. X 文献 8. の多くの主張に対して今日まで反論は出ていないが、それではコマッキオに対する皇帝の権利をみとめたのか。

第二章 文献 1. 2. 3. より見た、論争当初の双方の言い分について

第一節 法王庁側の最初の主張—文献 1. *Il Dominio temporale ecc.* の言い分

この文献は、1708年5月、オーストリアの神聖ローマ帝国の軍隊が Eugenio 公に率いられて、1958年来110年にわたってローマ法王の支配下にあったフェルラーラ東南東の小都市コマッキオを占領した際に、法王庁側から提出された最初の抗議である。わずか60ページの小冊子ではあるが、46章にわたって、法王庁の主張の骨子がまとめられている。①まず皇帝がコマッキオを占領した際の口実に反論すると述べた後、自分が知るこの市に関する最古の記録は502年だが、さらにさかのぼりうるとする。コマッキオは総督領 (esarcato) の一部で、ロンゴバルド族に侵入された後、フランク王 Pippino の圧力によって法王 Stefano II に返還=寄進 (restituire) された。その後ロンゴバルド族の再侵入もあったが Carlo Magno によって総督領は法王に返還=寄進され、以後カロリング朝時代を通じて、法王がコマッキオの至上権 (sovrantà) を保持し続けたことが、Giovanni VIII の手紙 (879) などで見える。② Ottone I に始まるドイツ皇帝時代も同様で、オーストリア皇帝の先祖 Ridolfo I が1275年以後5回も法王庁の権利を確認している。③エステ家の先祖はパドヴァの貴族の出身で、ようやく1251年ごろからフェルラーラのポデスタとなり、1287年フェルラーラの *generalis dominus* と名乗る。その後一時期法王庁に反抗するが、1332年からはじめてその代官の地位 (vicariato) を得た。ただし任期は10年。その後何度も期限付でその地位につく。④エステ家が法王からコマッキオを封土として与えられなかったのは当然だ。コマッキオがフェルラーラの管轄地 (distretto) だったため、しかもコマッキオはわずかの漁民が住んでいるだけの貧しい土地だったので、わざわざ記す必要がなかったのだ。しかし法王庁がコマッキオを支配していたことは、16世紀の初頭 Giulio II が Alfonso I に対して、コマッキオで塩を製造することを禁じたことから明らかである。⑤併合以後ピサ条約 (1664) 等においても、エステ家の権利は否定されてきた。その後エステ家はいろいろと法王庁の権利を侵害している。⑥兎に角900年来皇帝によって同地に封じられ続けてきたとする、エステ家側の主張は真実ではない。Pigna 著のエステ家の歴史はあてにならない、彼が記している、Aquisgrana での皇帝 Lodovico II による Ottone d' Este に対するコマッキオの授封 (854年5月30日) は、この時皇帝がイタリアへ来ていたためありえない。Pigna の主張するエステ家の他の諸権利も否定される。コマッキオ領内のボンポーサ修道院も法王が所有していた。またエステ家が1598年のフェルラーラおよびコマッキオの法王領への編入に抗議して提出した、コマッキオに対する八度の授封 (investitura) と、さらに追加された7度のそれを吟味し、それらが多様で一貫性を欠いており、要するにすべて無効であると断定する。⑦結局イタリア史における法王と皇帝との対立こそこうした不正な主張が生じた原因だとし、皇帝がエステ家にコマッキオを与

えたという皇帝＝エステ家側の主張は全く説得力がないと結論を下している。

第二節 ムラトーリの文献 1. への批判－文献 2. Osservazioni sopra una lettera intitolata Il Dominio temporale ecc.

①総督領は本来東ローマ皇帝の領地だったのだから、Pippino の法王庁への返還＝寄進は正当な根拠を持たない。Carlo Magno の戦冠による西ローマ帝国の復活で、イタリア全体が Carlo Magno の領地となった。Pippino 親子の寄進なるものの実体は不明だが、至上権 (sovrantà) までは失われていない。法王は皇帝の代官として支配したのだ。Carlo Magno がローマに自分の判事を送った例が多く、至上権が保たれていた証拠である。またローマには皇帝たちの名入りの貨幣がある。特に法王側の重視する Lolovico Pio の寄進なるものは、Pagi 他疑う学者が多い。②コマッキオそのものについては、809年に東ローマ帝国軍が同市に侵入して奪回を企てた時、フランク軍がこれと戦って撃退しており、この事件に関する Eginardo の記録から、コマッキオが総督領というよりイタリア王国の一部だと推察しうる。③Ottone I 以下ドイツの皇帝もカロリング朝皇帝と同じ権利を保った。ヴェネツィアの統領 (doge) にも法王を皇帝の代官と見なす者がいた。Ottone I による寄進 (donazione) の再確認。ただし利益権のみを与えて、至上権は確保した。それは Federico II までつづく。皇帝 Arrigo II, III, IV らの至上権行使の具体例。法王庁側が重視する Ridolfo I の寄進を考察すると、本質的にはそれ以前の歴代皇帝と変らない。彼も総督領で裁判権を行使した。また Ridolfo が寄進を乱発した裏側には、G. Villani が辛辣に記した通り、R.帝が十字軍の準備にイタリアへ来るという約束を怠ったなどの事情があった。④皇帝 Carlo IV が1354年に南下、エステ家の Aldobrandini に始めてコマッキオの diploma を与えた。これが以後のエステ家のコマッキオに対する権利の基盤である。勿論至上権は皇帝にある。⑤ただしエステ家のコマッキオとの関係はもっと古い。1177年皇帝 Federico I の保護下に入ったコマッキオは、以後皇帝の保護を受けていたが、1275年 Guido da Polenta の支配に服した。だが1297年5月同市は自発的にエステ家に服従 (dedizione) した。1309年ラヴェンナが占領するが、1325年再度自発的にエステ治下に入る。1354年の皇帝の証書はこうした既成事実の確認である。その後一連の皇帝の確認あり。⑥1598年枢機卿 Aldobrandini の率いる法王軍がフェルラーラを奪い返し、ついでに権利のないコマッキオをも占領。トルコとの戦争に忙殺されていた皇帝は、奪回できなかった。しかし7度もエステ家の封土権を確認、1708年の回復後、Giuseppe I は Rinaldo d' Este を同地に封じた。⑦Fontanini の主張するコマッキオはフェルラーラの一部だとする説の吟味。1200年ごろはむしろラヴェンナ大司教の治下にある方が多かった。コマッキオは、Fontanini のような小村ではなかった。⑧Ercole I のころ法王に払われた、この市に関する貢租は、代理人が馬鹿だから払われたのだ。⑨Giulio II が Alfonso I に製塩を禁じたのも、法王庁の利害のための交渉で、エステは外交上の方針により妥協した。⑩以上の証明のための文書 (Cap. LI-IV)。そのにせ物呼ばわりは皇帝とエステ家への侮辱だ。⑪こうした権利と事実によりエステ家はコマッキオに時効取得 (prescrizione) の権利を有している。エステ家は二世紀以上同市を占有。またたとえ法王庁が皇帝の寄進があったと主張しても、二者に同時に与えられた封地は、

実際に引き渡された者の権利である (P.88)。⑫他方1598年の武力による占領は、その後エステ家が抗議を繰返しているの、時効の権利は生じない。かつて法王のものだった多くの土地もすでに時効によって権利は失われている。⑬エステ家がコマッキオ回復を企てるのは、皇帝権への義務を守っているのだ。⑭Fontanini のいうエステ家がパドヴァ貴族の子孫だという説は誤りだ。戦争に敗れ、協力させられていただけだ。その由緒と広大な領地についての証拠 (略)。彼らは法王の協力者だった。⑮ Alfonso I は Laura と正式に結婚したため、Don Cesare d' Este の父 Alfonso は庶子ではない。したがって Pio V の勅書の禁令は該当せず、1598年の占領は不当となる。さらに Laura が正式に結婚したという証拠が、同時代の文献から延々と列挙されている。⑯結論として皇帝の行ったコマッキオ占領は正しかった。

第三節 Fontanini の文献 2. への反論—文献 3. *Difesa del Dominio temporale della Sede Apostolica sopra la città di Comacchio ecc.*の言い分

前二論文で両者の主張の骨子がほぼ明らかになったので、以後はより簡潔にその内容を紹介したい。本論はまず前置き (Cap. I—III, PP.61—65) で、エステ家側の誤った主張が4部より成っていてそれは1. 法王が至上権を欠いた代官又は総督と見なされていること、2. エステ家にコマッキオの統治権があるとする事、3. エステ家の出自、由緒の誇張した宣伝、4. Clemente VIII が行わせたフェルラーラ公領併合を不正だとする非難であると要約した後、自分も4部仕立てで答えると宣言する。事実この著は第一部 (Cap. VI—XXXIII, PP.65—134)、第二部 (Cap. XXXIV—LXVII, PP.134—244)、第三部 (Cap. LXVIII—XCIV, PP.244—331)、第四部 (Cap. XCV—CXII, PP.332—390) の四部より成るが、必ずしも文献 2. に対応する順では論じられていない。

第一部は①コマッキオに対する法王権の根拠と題されているが、むしろエステ家側の資料の批判で始まる。②8～9世紀の資料を挙げて、法王権がコマッキオに及んでいたことを示す。しかもコマッキオはフェルラーラの一部だったことが Arrigo VI の証書より明白だとする。③1371年に Anglico 枢機卿がコマッキオを訪問したことも、法王領の有力な証拠である。④皇帝には法王を保護する義務があった。⑤コマッキオがフェルラーラの一部として法王からエステ家に授封されていたことの証拠の一つは、エステ家がフェルラーラの代官領のために支払った貢租 (censo) の文書にフェルラーラの後に「および他のいくつかの市より (et non nullis aliis Civitatibus)」ということばがみられることだ。これはまさにコマッキオに該当する。⑥製塩に関しても、勿論 Giulio II は至上権に基づいて Alfonso I に製塩を禁じたのだ。

第二部は、①コマッキオに対してエステ家および皇帝より主張されている権利の吟味と題される。②エステ家は854年 Lotario I と Lodovico II の証書を用いず、もっぱら1354年の Carlo IV のそれによるが、それは自らの家がそれほど古いと信じられないためだ。この一族の系図は疑わしい。むしろ多くの者はパドヴァの貴族にすぎぬとする。③コマッキオはイタリア王国領ではない。総督領の一部だったことは明白だ。④ Almerigo 侯、Azzo 侯らがエステ家の祖であるかどうか疑わしい。Priscano は1212年に没した Azzo がエステ家の元祖だとする。それ以前の Azzo たちは疑わしい。

⑤ Gregorio V が大司教 Gerberto にラヴェンナやコマッキオを与えたからといって、至上権 (alto dominio) は失っていない。元来 Pippino や Carlo Magno の寄進も、法王がロンゴバルド人に奪われたものを返したにすぎない。⑥コマッキオは8世紀以来フェルラーラ市の治下にあった。⑦ Ottone I は法王の至上権をみとめている。法王が皇帝を封臣としている例は存在する。⑧ エステ家側が頼りとする Carlo IV の証書は、Federico II のそれをそっくり含んでいる。だからその確認にすぎぬ。しかも Federico II の証書にコマッキオの名はない。従ってそれは本来は入っていなかったのに、後でエステ家側が追加したのではないか。⑨ Federico I, Federico II らがコマッキオ市民に与えたという証書も、保護の約束にすぎぬ。その上これらの文書はあやしい。⑩ 1297年のコマッキオ市民の反逆によっても法王の権利は変わらぬ。1325年の文書は篡奪行為である。人民が勝手に君主を変えることはできない。さらに当時皇帝が空位だから、皇帝領は法王治下に入るべきだ。皇帝権は法王権に由来する以上、当然そうなる。また皇帝の封土権が中断することもありうる。⑪ Federico III は Borso d' Este に泣きつかれて公爵位を与えた (1452年, PP.186-8) が、その時の証書にコマッキオの名なし。Massimigliano 帝らの証書も同じだ。類似の例を列举。⑫ 1598年の占領は、法王軍の一部 (Bandini 枢機卿の隊) によって占領されたのではなく、コマッキオ司教 Girdaldi が市の支配権をにぎったにすぎない。その後のファエンツァ協定で、コマッキオ返還は明記されている。⑬ 皇帝がコマッキオをエステ家に与えたことを示す記録は、エステ家の皇帝への報告書でふえ続けるが、でっち上げだ。⑭ Alfonso I のコマッキオをめぐる法王との紛争以後、エステ家当主が「コマッキオ領主」と記され始める。Faletiの系図にあるのが最古のものだ。しかし1371年 Anglico 枢機卿の訪問当時わずか50戸の漁村だったから、フェルラーラの一部として特に記されなかったのは当然である。⑮ 皇帝文書でコマッキオの名が記されるのは、Pippino, Carlo Magno が記したためである。それは常にフェルラーラと共に記され、両方で一体をなす。⑯ 皇帝を六期に分類して帝権が継続しているか否かを吟味する。コマッキオは Ottone が962年に法王に返却した領地に属すとす。⑰ エステ家はコマッキオにおける法王権を否定するため5つの論拠を振り回している。それはイ. 支配権の不確定、ロ. 同時複数授封、ハ. 事実と力への屈服、ニ. 統治期間が短くて不安定だったとする主張、ホ. 見せかけのみの封土だったとする主張である。⑱ エステ家側が最もたよりとする時効取得の原理の吟味。アヴィニョン時代は不在だったが、それ以外の時期、法王はイタリアにいて、その権利は有効だった。要するにエステ家は、フェルラーラの一部として、コマッキオを教会から与えられて来たのである。1598年以後は、ファエンツァ協定によって法王庁が支配した。エステ家には、時効の権利が生じる所有権不在中の100年間の所有はみとめられない。Grozio も法王権をみとめるだろう。⑲ 法王の権利の基となった Pippino の寄進を古いとエステ家側は笑うが、この時代のことは、Anastasio の抜粋が十分有効である。

第三部 ①この部分は Clemente VIII によるフェルラーラ公領の占領を弁護するとして、まずフェルラーラが古来法王領だったことは疑いの余地がないとする。② Alfonso II は、Don Cesare d' Este への相続権の成立に不安を抱き、1591年に老齢をおしてローマに赴き、エステ家と姻戚にある Gre-

gorioXIV 相手に陳情して運動を行った。しかし Gregorio が発病したので無駄となる。同じ Alfonso は、皇帝の許にも Ricci を派遣して工作している。献金によってモデナとレッジョの相続権を確保している。以上の経過からも、エステ家自身相続権がないことを自覚していたことは明らかだ。Don Cesare は、フェルラーラ公と自称、皇帝に40万スクーディ献金して、地位を守ろうとした。Clemente VIII は、Don Cesare の要求を認めず、エステ家側は私生児に相続が認められた例があると主張。エステ家側はこの時は Laura が正式に結婚していたとは述べていない。しかし Paolo III の法王勅書に「封土の慣習によって、正嫡男子が出生順に相続する」という規定があるために、Don Cesare は相続権を失った。③エステ家側の学者 Pigna はエステ家がフェルラーラの発展のために尽くしたというが、むしろエステ家がこの市から得たものの方が大きい。本来ならもっと前に返還すべきだった。④その他エステ家側が示した数々の証拠の吟味。とに角 Laura の子 Alfonso と Alfonsino は私生児だ。M.が示した Laura の結婚の証拠は、悪名高い Pietro Aretino らの筆になるもので、あてにならない。メダル、喪服等もでっち上げで、実際は Alfonso 兄弟は庶子扱いされていた。文学者の証言や讃辞は、法的に何の根拠もない。Rossi の系図には、Alfonso 兄弟が私生児だということを示す ♀印がついている。重要証人である Filati の系図でも Alfonso I の妻は二人となっていて Laura は除外されている。⑤エステ家側が示した証拠の問題点は4条ある。イ. すべて私人でござりすりの可能性がある。ロ. 同時代人のことは曖昧だ。ハ. 後世の人のことは信用できない。ニ. 宮廷にいた同時代人は誰一人触れず、この問題について記さない。⑥ Laura は低い身分の出だ。帽子屋の娘で父の名は Francesco Boccacci という。それが時と共にごま化され、貴族のように Laura Eustochia とよばれる。Eustochia 家は名門だが別名が Berretari だったので帽子屋と重なり、Laura の実家のごとく見なされた。だから Clemente の拒否は当然で、フェルラーラを取り戻したのは正当な権利を行使したにすぎないのである。

第四部で、①法王は総督領の代官もしくは総督の役目を果たしていた、というエステ家側の主張が吟味される。東ローマ皇帝 Leone は、聖像論争でローマを失い、法王の権威が確立した。ロンゴバルド族の総督領侵入に抵抗し、法王 Stefano II はフランク王 Pippino に頼る。Pippino 王は総督領を回復して法王に返還する。法王は Pippino とその子 Carlo Magno を大守 (Patrizio) に任命。ロンゴバルド王 Aistolfo は、Pippino の命で奪った領地を法王に返還したが、そこにコマッキオの砦を加えた (P.346)。②エステ家側はこの Pippino および Carlo Magno 親子の寄進 (donazione) を無効だとするが、前代未聞の珍説で、Grozio らの説 (P.349) でも、すでにこのころ東ローマ皇帝は総督領に対する権利を完全に失っている。法王 Stefano II から助けを求められた時断っているからである。だから法王は総督領に対して「絶対的独立権 (assoluta indipendenza)」を有している。ロンゴバルド族の Desiderio 王が法王に対して行った誓約からも、法王の絶対的独立権は明らかである。③ Desiderio 王は法王から「フェルラーラ公領全域 (universam Ducatum Ferrariae in integrum)」を奪ったが、Pippino の圧力で返還したとされる。この「全域 (in integrum)」ということばこそその周辺、つまりコマッキオを含んでいることを示すことばである。これによってコマッキオが、法

王の領地だったことが分かる。④法王がその領地に対して持っていた全権を認めないのは、フランクフルト学派の異端である。Codice Carolino でも法王の「全権 (plenariam justitiam)」が認められている。⑤エステ家側が、皇帝使節による裁判がローマその他の法王領内で行われているために、法王には「用益権 (utile dominio)」しか与えられておらず、至上権は皇帝の許に保留されていたのだと主張するが、それは「大守 (Patrizio)」同様、皇帝に課せられていた、法王を「擁護 (avvocazia) する義務が実行された結果以外の何ものでもなかった。Ottone I や Arrigo II の行為もやはり「擁護」のためであって、至上権の行使ではなかった。エステ家側のような主張するためには、皇帝とその使節が法王に招かれず、自発的に来たこと等々の証明が必要だ。⑥法王暗殺未遂事件に、Carlo Magno は「大逆罪 (laesae majestatis)」を適用したことも、法王が最高君主だという証拠である。⑦エステ家側は、ローマで鑄造された皇帝の肖像入りのコインがあることが、皇帝の至上権の証拠だという。しかし Adriano I 以降、大抵法王のコインばかり鑄造されている。また裏に皇帝の名があっても、それは「擁護者 (avvocato)」, 「保護者 (difensore)」の資格によるものだ。⑧エステ家側が喜んでふり回す対立法王 Leone VIII の勅書は偽物だ。また、ヴェネツィアの Andrea Dandolo の証言も、後世の人だからあてにならぬ。Ottone III の全総督領をラヴェンナ大司教に与えるという証書も偽文書だ。Ridolfo 帝の5つの証書を、エステ家側は不都合なので偽物とする。エステ家側は、自分に有利な資料のみを本物とする。だから彼らの行う法王の世俗的権利の否定はあてにならぬ。第一法王はイ。皇帝から封土の譲与 (investitura) を受けたことがなく、ロ。皇帝に臣下の誓約をしたこともなく、ハ。貢租を払ったこともない。これでは封臣としての条件を全く欠いている。法王は教会領において絶対君主であった。

第四節 ムラトーリの Supplica その他の小著に対する Fontanini による攻撃—文献7. Difesa seconda del Dominio temporale della Sede Apostolica ecc. Roma MDCCXI の大要

M. は約160ページの文献2. 以後, Supplica に代表される小著は何点もものにしたものの, Fontanini の文献3. に匹敵する大著はまだ準備中であつたのに対し, Fontanini はさらに本書 Difesa seconda を刊行。300ページを越える本文に加えて, 資料集, 年表, 索引も添えられた堂々たる書物だった。紙数も乏しい上にすでに文献1. と3. で述べられたことの繰り返しも多いので, 簡単にその構成と大まかな内容を把握した後, 特に重要と思われるポイントを指摘して, 別稿で行う考察の参考資料にしたい。Fontanini はまずその序文 (PP.iii-xii) で, エステ家側の文献にみとめられる6つの「過誤 (eccesso)」を指摘したあと, それにたいする反論として, 本論では第一部 (Cap.I-LXIX.PP.5-188) で, エステ家側の法王庁に対する不当な非難に答えて, 法王がその領地に対して「至上権 (alto dominio.sovranità)」を有していることを示した上で, 第二部 (Cap.LXX-CXVIII, PP.189-318) でコマッキオそのものに関する法王庁の権利をより具体的に論じると予告する。

第一部 ① Difesa (文献3.) に対するエステ家側の反論 Supplica (文献5.) 等には誤りが多い。1710年3月にローマで行われた代表会議 (congressi) には, 皇帝側の代表は出席したが, エステ家

の代表の参加は許されなかった。それは皇帝の穏健な方針によるものである。②エステ家側は、教会国家全土に対する法王の世俗的支配権を否定したが、これは Arnaldo da Brescia, Vicleffo (ウィクリフ), Lutero らの異端的主張につながる。また皇帝権を至上と見なし、歴代の皇帝の行動にその証拠を求めるのは、「分離派 (scismatici)」の皇帝や党派につながる。③実際はそうした行動は Pufendorfio (プフェンドルフ) が規定した *advocatum* (法王の擁護) という皇帝の義務に基づくもので、それは「供儀 (olocausto)」の行為だった Pippino, Carlo Magno らの寄進に由来するものである。そうした皇帝の方針を約束したものが Lodovico Pio 帝の憲法であるが、エステ家側の主張は、8点 (略) においてこれに違反する。エステ家側は教会領内で皇帝権が有効だったことを証明する、皇帝使節による法王領内での裁判など11点の証拠を挙げるが、それらの多くはこの *advocatum* によって説明しうるものである。また貨幣や文書に関しては、法王にも同じようなことが言えるのでエステ家側にのみ有利な証拠とはならぬ。④エステ家側は、この Lodovico Pio 帝の文書のオリジナルが現存していないことを楯に取って、それが偽物だとする理由を7つ挙げるが、偽物説を取るは大抵エステ家側に近い立場の偏狭な異端者で、すべて反論しうるとして、それぞれに反論する。⑤エステ家側がしばしば証拠として挙げる皇帝たちとヴェネツィア共和国との条約 (その中でコマッキオ市民が臣民 *sudditi* と規定されているという) も、*advocatum* の行為として説明しうるし、Lotario I は840年その中でコマッキオ市民を「彼らの隣人 (*vicinos eorum*)」と呼んでいる。⑥Ottone I の証書について、エステ方はオリジナルがないので偽作とするが、モーゼの戒律をはじめオリジナルのない文書は無数にある。Ottone I の行為も、*advocatum* の義務の実行であった。彼は960年に Giovanni XII に対して、ローマでは法王の「助言 (*consiglio*)」なしでいかなる命令も法律も出さぬと誓ったが、ローマとは教会領のことで、助言とは「同意 (*consenso*)」に他ならない。これこそ皇帝が *advocatum* を行っていたことの証拠である。⑦Ottone III の証書等、エステ家側の利用する文書に偽物が多い。Alfonso Cecarelli は文書偽造で処刑されたが、こうした文書は、エステ家が Alfonso II のころ、コマッキオを奪うために作ったもので、カロリング朝のそれとは違う。Arrigo III のヴェネツィアとの条約等々、その他多くの偽文書について (略)。⑧エステ家側が教会に反対する立場より、Pippino には法王に領地を贈る権利はなかったとしたので、「ピピンよ、モデナへ行って謝れ」と言うつもりかと、エステ家側を皮肉る。さらに、エステ家側が Gregorio VII に批判的で、彼の皇帝 Arrigo IV との争いにも冷たいといって Fontanini は怒る。突如「神よ」と呼びかけて、「これを読んで私は震えた」(P.143) と大げさに怒り狂う。よりもよって、Gregorio VII がイタリアで侮辱を受けるとは、と慨嘆する。⑨コマッキオの周辺部をラヴェンナ大司教に与えた Gregorio V の勅書は本物で、当時の法王権を示す。⑩法王領内における皇帝の「財務官庁 (*fisco*)」は、法王の許可または命令によってできた (1056年) ものだから、むしろ法王権を証明する。⑪エステ家側は、法王庁は破門を乱用して世俗権を伸ばしたというが、これほど真実から遠い説はない。法王こそ暴力の犠牲者である。Federico I らの篡奪行為の証人は多い。Adriano IV, Alessandro III らは暴力に苦しみながら、法王権を守ったのに、エステ家側によって、破門、戦争の乱用者とされてい

る。⑫しかし何人もの皇帝たちが、死の直前に非に目覚めて悔い改めた。Federico II の悔悛については、Matteo Spinelli が証言している。⑬1354年のCarlo IVの証書は1220年のFederico IIのそれと全く同一のもので、結局それを確認したにすぎない。だが、Federico II が与えた領地にはコマッキオが入っていなかったのに、Carlo IVのそれにはコマッキオが入っている。だから、Carlo IVの証書は、エステ家側に手を加えられた疑いが濃い。⑭Ridolfo I の証書が、先のLodovico Pio, Ottone I, Arrigo IIらのそれを確認。1279年2月14日付のそれは、ラヴェンナをはじめフェルラーラ、コマッキオを含む多くの都市の聖権と俗権の双方を、永遠に法王のものとして認めている。皇帝と同名の書記官長Ridolfoの越権行為があったので多少の混乱があったが、Ridolfo Iは数度にわたって法王の権利を認める証書を出した。1278年Niccolò IIIが派遣した法王使節に、ローマニアの各都市の14~70歳の男子が全員忠誠を誓った。法王の甥Bertoldo Orsiniが全ローマニアのRettoreとなる。ところが、エステ家側は、Ridolfo Iが何度も法王の権利を認めたのは、十字軍準備のためイタリアへ赴くというGregorio Xに対する誓約違反で破門されるのを怖れたためだとする、Giovanni Villaniの説を示す。それは許し難い中傷だと、Fontaniniはここでも激怒する。Villaniは60年後の人間で、しかもキベッリーニ派(本当はフィレンツェのゲルフィ黒派のはずだが、Fontaniniはこう主張)に属したため、こうして法王を中傷しているのだとする。Matilde女伯の領地も、エステ家側の主張と違って、法王の領地だった。皇帝がエステ家に与えたのはモデナ(何故か、Fontaniniはこの市をModanaと記す)とレッジョだけだった。

第二部①Carlo Magnoのころフランク族がコマッキオを占領していたというのは、809年、東ローマ軍が進入しようとしたのを防ぐための必要によるもので、Pippino王(755年)、Carlo Magno帝(764)の法王への寄進は名目だけのものではなかった。②コマッキオは通常フェルラーラの一部だった。それを示す証拠の色々。エステ家自身そのことを認めていた。③エステ家側は、Lodovico il Bavaroによって帝権が回復されたというが、結局彼は倒れた。エステ家は彼の助力のおかげでフェルラーラに入った(1321年)。当時ローマニアを制していたナポリ王Robertoの家来に交代、フェルラーラの一部だったコマッキオをもエステ家が奪った。1325年コマッキオの代理人M. Zanconiがエステ家に使節をしている。④1297年のコマッキオのエステ家に対する「服従(dedizione)」は無効である。1354年のCarlo IVの証書は信用できない。マントヴァで1354年11月16日に発行されたという事実もありえず、またこの皇帝は法王の友人だからエステ家の篡奪に手を貸すとは考え難い。大体封土には、イ. 誓約、ロ. 貢租、ハ. 封臣の地位の提示が伴うが、エステ家はモデナとレッジョについてのみ皇帝に貢租を払っているものの、他の都市のためには払っていない。またエステ家側は、それ以前のLotario, Lodovico II等の証書を示すといいつながら示していない。コピーで良いから示すべきだ。Carlo IVの証書は、単なる保護行為にすぎぬ。三つの要件を充たさぬから、封建法学者Ludolfo Scraderoの原則に合わぬ。⑤Federico IIIとMassimigliano Iの証書も、モデナとレッジョのみを譲っている。エステ家側は、コマッキオその他をロヴィーゴ伯領の一部だとするが、これは手のこんだフェルラーラとコマッキオの切り離し策にすぎない。エステ家側が提出する19の皇帝の証書は、大

部分分離派皇帝のものだ。⑥エステ家側は、コマッキオの物質的な領地と、フェルラーラに依存している政治的依存性とを区別できない。政治的領域は、物質的な領域を越えて作用する。エステ家側が境界だとする Bosio の溝を容易にまたぐ。だからコマッキオはフェルラーラの管轄地 (distretto) なのである。モデナにフリニャーノ等が含まれるのと同じだ。1361年の文書のように、コマッキオとフェルラーラが別に記される場合があるのは、司教区が別だからで、特に宗教に関係する場合にはこうした区別も必要だが、政治に関しては、コマッキオはフェルラーラの一部である。⑦だから遺言等にもコマッキオの名はわざわざ記されない場合が多い。特に、エステ家の当主たちの称号から、コマッキオの名が省かれるのが通例だった。その実例の列举。⑧コマッキオ市民は、ある特許状の記録の中で、Alfonso I d'Este を「我々の公爵の (Nostris Ducis)」と呼ぶが、コマッキオは独立の公爵領でないから、結局フェルラーラ公領の一部に住む者としてこう呼んでいるのだ。⑨コマッキオの名がエステ家の称号に記されるようになるのは、Ercolo II が、Cosimo I dei Medici との間で、法王庁や皇帝の宮廷における序列争いを演じた後のことである。1540年、両者がルッカで法王と皇帝への表敬の行列を行った時以来、この序列争いは表面化するが、その直前の1537年、Ercolo II はルッカへ行く準備のため、一つでも肩書をふやす必要にせまられ、「コマッキオ領主 (Signore di Comacchio)」という称号を加えた。だがこの称号は、法王の許可を要する系図の発行の時等には遠慮されている。⑩コマッキオは、フェルラーラと同じ役人に治められ、国庫も同じだった。フェルラーラの役人にとって、コマッキオは税金と魚がよく得られる所だった。⑪皇帝がエステ家に与えた文書の称号にもコマッキオの名は見られない。⑫ Anglico 枢機卿のコマッキオ訪問は、正当だった。1371年の Codice Vaticano にもこの市の名がある。⑬ Giulio II が Alfonso I に製塩を禁じた事情は、法王勅書によって全世界に明らかだ。Alfonso I は、皇帝に訴えていない。皇帝の封土なら当然そうしているはずである。それなのに Alfonso I はフランス王に訴えている。⑭エステ家側が提出した Leone X と Ippolito d' Este との間の協定 (capitolo) は、偽作である。200年間も世に知られていなかったのは怪しい。他の文書とも矛盾する。⑮コマッキオ市民がフィレンツェなどと共にフェルラーラの代官領のために保証 (Sicurtà) を与えた記録があるのは、両者が一体だとおかしいとエステ家側がいうが、これはコマッキオのコムーネ (自治体) のやったことだから、ありうることである。コムーネや市民の財産権は、法王には属さぬもので、Grozio のいう通り、人民の権利である。だからいかにフェルラーラの管轄地でも、コマッキオ市民には、保証を与える権利がある。⑯ Clemente VIII の1598年6月5日の勅書で、コマッキオが明記されているのは、Don Cesare d' Este が将来の方針としてコマッキオとフェルラーラを別に扱い始めたことに対する対応策である。両者の境界を示しつつ、コマッキオがフェルラーラの一部であることを明記している。Urbano VIII の小勅書も同じ趣旨である。⑰コマッキオ市民は1450年以来1707年まで、聖ジョルジョの日(15月3日)にフェルラーラの司教座教会に蠟を奉納し続けてきた。⑱エステ家は1325年から1598年までコマッキオを皇帝の封土として占有したとする。しかし実際には、1321年にフェルラーラに侵入し、その後恭順の意を示したので Giovanni XXII が1332年にフェルラーラを封土として与えて以来、コマッキオもそれに

付随した権利 (titoli uniti) に基づいて治めて来たのだ。⑱1598年のコマッキオ併合は武力による占領ではない。コムーネが自発的に法王の支配下に移ったのだ。エステ方はこの事情を歪曲して宣伝している。⑳結論として、コマッキオに対する法王庁の権利は、どう見ても正しい。また1598年以後皇帝が行動しなかったのも、トルコ戦争のためではなく、法王の権利を認めて自制したのである。それ以後100年以上法王庁が平和裡に占有している。今回の皇帝 Giuseppe I の行動は、エステ家側の煽動によるものだが、まことに意外という他はない。多少省略した点があり、見落とした点もありそうだが、以上が Fontanini の Difesa II の大意である。(本稿終り)

注

Bertelli は前述の目録の中で、Fontanini の著作としてもう1点 Tavola cronologica degli autori antichi e moderni i quali giustificano la Costituzione dell'Imperatore Lodovico Pio sopra gli stati della Chiesa Romana, conforme alle prove esposte nelle Difese del Dominio Temporale ... In Roma, MDCCXX を挙げていますが、内容から考えて文献10. の後半部 pp. 45—63 そのものに他ならないと思われる。